

本県における取組み状況

現況と本県の取組み

1 現況

政府は、患者負担の軽減や医療保険財政の改善の観点から後発医薬品の使用促進を進めており、社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）において「後発医薬品推進のロードマップを作成し、診療報酬上の評価、患者への情報提供、処方せん様式の変更、医療関係者の信頼性向上のための品質確保等、総合的な使用促進を図る」ことが盛り込まれた。

これらを踏まえ、厚生労働省では、平成25年4月に、「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し、「平成30年3月末までに後発医薬品の数量シェア60%以上」という目標を設定するとともに、行政、医療関係者、医薬品業界など国全体で取り組む施策を示した。

平成27年6月には、後発医薬品の使用促進が順調に進捗していることを踏まえ、「平成30年度から平成32年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上とする」という新たな目標を閣議決定（経済財政運営と改革の基本方針2015）した。

本県においては、平成20年度から「後発医薬品の使用促進検討会議」を設置し、後発医薬品の使用促進にかかる環境整備として各種事業を実施してきたところであり、第二期茨城県医療費適正化計画にも、目標の一つとして「後発医薬品の使用促進」を盛り込んでいる。

○後発医薬品の割合（数量ベース）（%）

	茨城県	全国
平成19年度	—	(16.1)
平成20年度	—	(18.0)
平成21年度	(18.0)	(19.0)
平成22年度	(21.9)	(22.4)
平成23年度	(23.1)	(23.4)
平成24年度	(27.7)	(28.7)
平成25年度	45.4 (29.6)	47.9 (31.1)
平成26年度	54.5 (36.0)	56.4 (37.0)
平成27年度	58.6 (39.5)	60.1 (40.2)
平成28年3月	61.8 (41.8)	63.1 (42.5)

「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」から

*H19~20年度の各県のデータはなし。

* () 内は旧指標の値

※旧指標＝後発医薬品／全医薬品

※新指標＝後発医薬品／（後発医薬品のある先発医薬品＋後発医薬品）

2 平成 20 年度からの主な事業（_____は 28 年度実施予定）

（1）会議等開催

- ・ 茨城県後発医薬品の使用促進検討会議
- ・ 茨城県後発医薬品の使用促進にかかるワーキンググループ
- ・ 後発医薬品使用促進地域協議会の開催

（2）情報収集

- ・ 県内の実情把握のためのアンケート調査（県民，保険医療機関，保険薬局）
- ・ 医師・歯科医師対象意識調査
- ・ 後発医薬品普及促進のための情報交換会開催

（3）情報提供

- ・ リーフレット（一般向け，医療費負担が無い方向け），ポスター，小冊子，啓発用ティッシュ，薬局薬剤師用啓発缶バッチの作成及び配布
- ・ 情報提供ホームページ公開
- ・ 後発医薬品の使用促進講演会等開催（薬剤師，医療関係者向け）
- ・ 後発医薬品の使用シンポジウム開催（医療関係者及び一般向け）
- ・ ラジオCMによる啓発
- ・ 後発医薬品製造工場見学会

（28 年度新規事業）

- ・ 新聞，電車・バスにおける広告
- ・ 後発医薬品使用促進セミナーの開催（厚生労働省と共催）別紙参照

（4）研修会等

- ・ 薬局薬剤師スキルアップ研修会
- ・ 市町村担当者研修会

（5）その他

- ・ 生活保護受給者への対応（福祉指導課）
- ・ 差額通知事業の推進（県厚生総務課国民健康保険室）

後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ（概要）

- 後発医薬品の数量シェアを平成30年3月末までに60%以上にする。
また、達成状況をモニタリングし、その結果や諸外国の動向を踏まえ、適宜見直す。
※ 数量シェアについては、国際的な比較が容易にできることも踏まえ、後発医薬品に置き換えられる先発医薬品及び後発医薬品をベースとした数量シェアとする。
- 後発医薬品のさらなる使用促進のための取組についてもモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要な促進策を適宜追加する。

－ 主な取組内容 －

- ① 安定供給
- ② 品質に対する信頼性の確保
- ③ 情報提供の方策
- ④ 使用促進に係る環境整備
- ⑤ 医療保険制度上の事項
- ⑥ ロードマップの実施状況のモニタリング

①安定供給

課題

- ・製造管理、品質管理、原薬確保及び需要予測の誤り等による品切れの発生



国の取組

- ・ 諸外国の状況に関する情報提供

メーカーの取組

- ・ 業界団体による「ジェネリック医薬品供給ガイドライン」の作成
- ・ 後発医薬品メーカーによる「安定供給マニュアル」の作成
- ・ 供給を継続して確保する体制の整備

②品質に対する信頼性の確保

課題

- ・ 品質に対する医療関係者や国民へのさらなる理解の促進



国の取組

- ・ ジェネリック医薬品品質情報検討会の継続
- ・ 一斉監視指導の継続

都道府県の取組

- ・ 都道府県協議会による研修事業の実施

メーカーの取組

- ・ 「ジェネリック医薬品品質情報検討会」において指摘を受けた品目について、品質の改善等迅速な対応

③情報提供の方策

課題

- ・ 医療関係者への情報提供の充実
- ・ 医療関係者の情報収集・評価の負荷の解消



都道府県の取組

- ・ 市区町村又は保健所単位レベルでの協議会の活用
- ・ 汎用後発医薬品リストの作成

メーカーの取組

- ・ 業界団体の「情報提供システム」の改善・拡充
- ・ 後発医薬品メーカーによる情報収集・提供体制の整備・強化

④使用促進に係る環境整備

課題

- ・ 後発医薬品の推進の意義、メリットについてのさらなる理解の促進
- ・ 使用促進に向けた、都道府県協議会活動の強化



国の取組

- ・ 全国医療費適正化計画における後発医薬品に関する取組の推進

都道府県の取組

- ・ 都道府県医療費適正化計画における後発医薬品に関する目標設定及び関連施策の推進

保険者の取組

- ・ 差額通知事業の推進

⑤医療保険制度上の事項

課題

- ・ 医師、歯科医師、薬剤師の後発医薬品への理解が進むようなさらなるインセンティブの検討



国の取組

- ・ 診療報酬上の使用促進策について、中央社会保険医療協議会等で検討

⑥ロードマップの実施状況のモニタリング

ロードマップの達成状況について、モニタリングを行い、その結果等を踏まえ、必要に応じ追加的な施策を講ずる。

後発医薬品使用促進地域協議会について

平成 25 年 4 月に厚生労働省が策定した後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップで、「市区町村又は保健所単位レベルでの協議会の活用」を求められている。

【 地域協議会設置の意義 】

- ・ 後発医薬品使用促進に関する地域の関係者の‘顔’がわかる
- ・ 地域の関係者が共通テーマで話し合うことにより、後発医薬品使用促進について、情報共有、意識醸成が進む

【 地域協議会設置の状況 】

平成 26～27 年度 水戸・土浦保健所

平成 28～29 年度 日立・潮来・筑西保健所

【 参考：後発医薬品数量シェア 】

日立保健所管内

日立市 57.7% 高萩市 59.3% 北茨城市 53.7%

潮来保健所管内

潮来市 63.7% 鹿嶋市 60.9% 神栖市 58.2%

筑西保健所管内

筑西市 49.9% 桜川市 55.0% 結城市 50.7%

県全体 61.8%

(※平成 28 年 3 月時点 厚生労働省 調剤医療費(電算処理分)の動向参照)